

宮城県警察組織規程

昭和38年3月26日
宮城県警察本部訓令第2号

宮城県警察組織規程を次のように定める。

宮城県警察組織規程

(目的)

第1条 この訓令は、宮城県警察の組織に関する細目的な事項を定めることを目的とする。

(警察本部の内部組織)

第2条 宮城県警察本部（以下「警察本部」という。）の部に置かれた課等（この条において科学捜査研究所を除く。）に置く係並びに科学捜査研究所及び宮城県警察学校（以下「学校」という。）に置く科及び係の名称は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）第3条第4項に規定する組織に係を置き、その名称は、別表第1の2のとおりとする。

3 組織規則第3条第5項に規定する分駐隊に係を置き、その名称は、別表第1の3のとおりとする。

(市警察部の内部組織)

第2条の2 宮城県警察仙台市警察部（以下「市警察部」という。）の課に置く係の名称は、別表第1の4のとおりとする。

(警察署の内部組織)

第3条 警察署に課を置き、その名称は、別表第2のとおりとする。

2 警察署に置く課の所掌事務は、別表第3のとおりとする。

3 警察署に置く課に係を置き、その名称は、別表第2のとおりとする。

4 警察署長（以下「署長」という。）は、警務部長の承認を得て係の分掌事務を定めるものとする。

(交番等の設置、廃合等の上申)

第4条 署長は、交番及び駐在所の設置、廃合若しくは移転又は名称、位置若しくは受持区域を変更する必要があるときは、次の事項を記載して、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申しなければならない。ただし、名称の変更に関する上申のときは、その理由だけで足りる。

- (1) 名称、位置及び受持区域
- (2) 理由
- (3) 面積、人口、戸数及び犯罪発生数
- (4) 土地及び建物の坪数及び所有権者
- (5) 所要経費及び予算措置
- (6) 当該区域の略図
- (7) 関係住民の意向
- (8) その他参考事項

(臨時交番その他の派出所の設置等)

第4条の2 署長は、臨時に必要なときは、警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）第2条第2項に規定する臨時交番その他の派出所を設けることができる。

2 署長は、前項の臨時交番その他の派出所を設置する場合は、設置する位置、期間、配置人員、勤務方法等を、これを廃止したときは、その旨及び設置中の取扱事項を、速やかに本部長に報告しなければならない。

（部付）

第5条 警察本部の部に部付を置くことができる。

2 部付は、組織規則第17条第1項の表の部長（以下「部長」という。）の命を受け、部の特定の事務を整理し、部長を補佐する。

3 部付は、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員をもって充てる。

（課付等）

第6条 警察本部の部に置かれた課等及び市警察部に置かれた課（以下「課等」という。）に課付、隊付又は所付（以下この条において「課付等」という。）を置くことができる。

2 課付等は、上司の命を受け、課等の特定の事務を整理し、上司を補佐する。

3 課付等は、警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員をもって充てる。

（署付）

第7条 警察署に署付を置くことができる。

2 署付は、署長の命を受け、警察署の特定事務を整理し、署長を補佐する。

3 署付は、警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員をもって充てる。

（職員の配置）

第8条 警察本部、市警察部及び警察署の内部組織に置く職への職員の配置は、次の各号により行う。

(1) 警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員をもって充てる職については、警察本部長（以下「本部長」という。）が命ずる。

(2) 警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員をもって充てる職については、課等の長若しくは宮城県警察学校長又は署長（以下「所属長」と総称する。）が命ずる。ただし、本部長が特に指定した職への職員の配置については、当該指定に基づき所属長が命ずる。

2 所属長は、前項第2号の配置を行つたときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

（連絡協調）

第9条 署長は、警察協同の目的を達成するため、常に隣接警察署長と緊密な連絡を保ち、互いに協力しなければならない。

（応援派遣要請等）

第10条 署長は、警備実施、犯罪捜査その他に関し所属職員をもって要員を満たすこと

ができないと認めるときは、応援派遣を本部長に上申することができる。ただし、緊急を要しその暇がないときは、隣接警察署長に対し応援派遣を求めることができる。この場合においては、直ちにその旨本部長に報告しなければならない。

- 2 前項ただし書の要求を受けた署長は、支障のない限り速やかに応援派遣をするとともに、その旨本部長に報告しなければならない。

(警察署等の門標)

第11条 警察署には、別表第4の門標を掲げなければならない。

- 2 交番その他の派出所及び駐在所には、別表第4の門標を掲げるものとする。
- 3 交番その他の派出所又は駐在所に、前項の規定による門標を掲げない場合又は別表第4に定める様式及び規格によらない門標を掲げようとする場合は、あらかじめ本部長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 道路交通法施行細則（昭和35年宮城県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（昭和39年4月21日本部訓令第2号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
- 2 宮城県警察組織規則の施行に伴う経過措置に関する訓令（昭和37年本部訓令第3号）は、廃止する。
- 3 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（以下「規則」という。）施行の際、宮城県警察本部警備部交通第一課、同第二課及び仙台北警察署特別捜査班に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ規則に基づく当該組織に置かれる職の職員となるものとする。

附 則（昭和41年12月20日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和41年12月20日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年3月26日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月17日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和43年12月3日から適用する。

附 則（昭和44年3月28日本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和44年宮城県公安委員会規則第1号）施行の際、宮城県警察本部総務室総務課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、総務室秘書課に置かれる職の職員となるものとする。

附 則（昭和44年7月29日本部訓令第14号）

- 1 この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和44年宮城県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）施行の際、宮城県警察本部警務部厚生官に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警務部厚生課に置かれる職の職員となるものと

する。

附 則（昭和45年3月13日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、昭和45年3月15日から施行する。ただし別表第5、別表第6及び別表第7の改正規定は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和45年宮城県公安委員会規則第1号）施行の際、宮城県警察本部交通部交通総務課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、交通部交通企画課に置かれた職の職員となるものとする。

附 則（昭和45年9月16日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和45年9月16日から施行し、昭和45年8月20日から適用する。

附 則（昭和46年5月21日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和46年5月21日から施行し、昭和46年3月5日から適用する。ただし、別表第5中警察官以外の職員の項及び合計の項並びに別表第7の改正規定については、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年5月28日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月23日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和46年6月23日から施行し、昭和46年3月5日から適用する。

附 則（昭和47年3月31日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年6月27日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和47年6月27日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年9月22日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和47年4月25日から施行する。

附 則（昭和48年4月3日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和48年4月3日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年8月21日本部訓令第10号）

- 1 この訓令は、昭和48年8月12日から施行し、昭和48年8月17日から適用する。
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和48年宮城県公安委員会規則第6号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部刑事部防犯少年課に置かれた職にある職員は、宮城県警察本部保安室防犯少年課に、宮城県警察本部警備部外勤課（通信指令室及び自動車警ら隊は除く。）に置かれた職にある職員は、宮城県警察本部保安室外勤課に、宮城県警察本部警備部外勤課通信指令室及び自動車警ら隊に置かれた職にある職員は、宮城県警察保安室通信指令課に置かれた職の職員となるものとし、宮城県警察運転業務員の職にある職員は宮城県警察技術員に任命されたものとする。

附 則（昭和48年11月6日本部訓令第17号）

- 1 この訓令は、昭和48年11月6日から施行し、昭和48年11月1日から適用する。
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和48年宮城県公安委員会規則第7号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察交通巡ら隊高速道路交通警察隊

設置準備係に置かれた職にある職員は、宮城県警察高速道路交通警察隊に置かれた職の職員となるものとする。

附 則（昭和49年4月2日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和49年4月2日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年2月28日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、昭和50年3月1日から施行する。
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和50年宮城県公安委員会規則第1号）施行の際、宮城県警察本部警務部警務課広報第一係及び広報第二係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部総務室広報課に置かれた職の職員となるものとする。

附 則（昭和50年7月18日本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、昭和50年8月1日から施行する。
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和50年規則第3号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部保安室防犯少年課、同生活保安課、同外勤課及び保安室通信指令課に置かれた職にある職員は、宮城県警察本部保安部防犯少年課、同生活保安課、同外勤課及び保安部通信指令課に置かれた職の職員となるものとする。

附 則（昭和51年3月26日本部訓令第2号）

- 1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和51年規則第1号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部交通部交通巡ら隊に置かれた職にある職員は、宮城県警察本部交通部交通機動隊に置かれた職の職員となるものとする。

附 則（昭和51年8月31日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和51年8月31日から施行し、昭和51年8月24日から適用する。

附 則（昭和52年3月25日本部訓令第2号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和52年規則第1号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部刑事部調査統計課に置かれた職にある職員は、宮城県警察本部刑事部刑事総務課に置かれた職の職員となるものとする。

附 則（昭和52年7月8日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和52年7月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月24日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月20日本部訓令第3号）

- 1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和54年宮城県公安委員会規則第1号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部刑事部捜査第一課機動捜査隊に置かれた職にある職員は、宮城県警察機動捜査隊に、宮城県警察本部交通部運転免許課自動車運転免許試験場に置かれた職にある職員は宮城県警察運転免許試験場に置かれた職の職員となるものとする。

附 則（昭和55年3月28日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年9月30日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月26日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月11日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和58年3月12日から施行する。ただし、第9条別表第5の改正規定については、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月28日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月19日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月19日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和60年3月28日から施行する。

附 則（昭和61年3月18日本部訓令第3号）

1 この訓令は、昭和61年3月22日から施行する。

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（昭和61年宮城県公安委員会規則第1号）
施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部警務部監察課に置かれた職にある職員は、同部監察官室に、宮城県警察本部保安部防犯少年課の少年係以外に置かれた職にある職員は、同部防犯課に、防犯少年課少年係に置かれた職にある職員は同部少年課に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（昭和62年3月17日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月29日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和63年10月13日から施行する。

附 則（平成元年3月24日本部訓令第2号）

1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成元年宮城県公安委員会規則第1号）
施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部総務室秘書課に置かれた職にある職員は、同室総務課に、宮城県警察本部警務部情報管理課に置かれた職にある職員は、総務室情報管理課に置かれた職の職員となるものとする。

附 則（平成2年3月27日本部訓令第2号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年10月2日本部訓令第11号）

この訓令は、平成2年10月4日から施行する。

附 則（平成2年10月20日本部訓令第13号）

この訓令は、平成2年11月1日から施行する。

附 則（平成3年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月25日本部訓令第12号）

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成3年8月29日本部訓令第14号）

この訓令は、平成3年9月1日から施行する。

附 則（平成3年11月5日本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成3年11月1日から適用する。

附 則（平成4年3月23日本部訓令第8号）

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成4年宮城県公安委員会規則第5号）施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察本部刑事部暴力団対策室に置かれた職にある職員は、同部暴力団対策課に置かれた職の職員となるものとする。

附 則（平成4年4月28日本部訓令第5号）

この訓令は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年6月30日本部訓令第18号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成4年宮城県公安委員会規則第9号）施行の際現に宮城県警察本部保安部外勤課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同部地域課に置かれた職の職員となるものとする。

3 この訓令施行の際現に警察署の外勤課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警察署の地域課に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成4年12月18日本部訓令第31号）

この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月19日本部訓令第6号）

この訓令は、平成5年3月25日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月18日本部訓令第2号）

この訓令は、平成6年3月29日から施行する。

附 則（平成6年10月28日本部訓令第11号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成6年宮城県公安委員会規則第11号）施行の際現に次表の左欄に掲げる課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる課に置かれた職の職員になるものとする。

保安部防犯課	生活安全部生活安全企画課
保安部少年課	生活安全部少年課
保安部生活保安課	生活安全部生活保安課
保安部地域課	生活安全部地域課
保安部通信指令課	生活安全部通信指令課

3 この訓令施行の際現に警察署の防犯少年課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警察署の生活安全課に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成7年3月17日本部訓令第1号）

この訓令は、平成7年3月24日から施行する。

附 則（平成8年3月22日本部訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第6条を改正する規定は、平成8年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成8年宮城県公安委員会規則第2号）施行の際警務部留置管理室に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警務部留置管理課に置かれた職の職員になるものとみなす。

附 則（平成8年6月14日本部訓令第10号）

この訓令は、平成8年6月14日から施行する。

附 則（平成8年10月1日本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月14日本部訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成9年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に警察署の交通課交通事故係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警察署の交通課交通事故捜査係に置かれた職になるものとみなす。

附 則（平成9年3月21日本部訓令第3号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月18日本部訓令第3号）

この訓令は、平成10年3月26日から施行する。ただし、第4条の2の次に一条を加える改正規定及びは別表第5の次に一表を加える改正規定は、平成10年3月24日から施行する。

附 則（平成11年3月4日本部訓令第2号）

この訓令は、平成11年3月11日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（警備課の項の次に加える部分に限る）及び別表第1の2の改正規定（警備課の項を削る部分に限る。）は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月31日本部訓令第8号）

この訓令は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成11年9月21日本部訓令第10号）

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年1月7日本部訓令第1号）

この訓令は、平成12年1月14日から施行する。

附 則（平成12年3月10日本部訓令第4号）

この訓令は、平成12年3月13日から施行する。

附 則（平成12年3月17日本部訓令第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成12年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成12年宮城県公安委員会規則第6号）施行の際現に次表の左欄に掲げる課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる課に置かれた職の職員になるものとする。

生活安全部地域課	生活安全部地域室地域課
生活安全部通信指令課	生活安全部地域室通信指令課

附 則（平成12年10月6日本部訓令第20号）

この訓令は、平成12年10月10日から施行する。

附 則（平成13年3月16日本部訓令第3号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。

附 則（平成13年7月16日本部訓令第17号）

この訓令は、平成13年7月16日から施行する。

附 則（平成13年8月23日本部訓令第19号）

この訓令は、平成13年8月23日から施行する。

附 則（平成13年11月2日本部訓令第23号）

この訓令は、平成13年11月15日から施行する。

附 則（平成14年3月19日本部訓令第3号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成14年6月21日本部訓令第15号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年3月3日本部訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年3月13日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に警務部警務課の宮城県警察犯罪被害者対策室被害者対策係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同課の宮城県警察犯罪被害者支援室被害者支援係に置かれた職の職員になるものとする。

3 この訓令施行の際現に仙台北警察署の警務課留置管理係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同署の留置管理課留置管理係に置かれた職の職員になる

ものとする。

附 則（平成15年3月3日本部訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年3月17日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に交通部運転免許課の学科試験係、適性試験係、再試験係又は技能試験係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同課の試験係に置かれた職の職員になるものとする。

3 この訓令施行の際現に警察署の刑事第一課被害者支援係又は刑事課被害者支援係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、警察署の警務課被害者支援係に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成15年3月31日本部訓令第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 加美郡中新田町、同郡小野田町及び同郡宮崎町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例（平成15年宮城県条例第16号）施行の際現に中新田警察署に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、加美警察署に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成15年7月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成16年3月17日本部訓令第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年3月25日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に次表の左欄に掲げる生活安全部地域室地域課の係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる生活安全部地域室地域課の宮城県警察地域指導室の係に置かれた職の職員になるものとする。

企画係	企画監察係
地域教養係	地域指導係

附 則（平成16年3月23日本部訓令第8号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成16年宮城県公安委員会規則第5号）施行の際現に仙台市警察部の機動警ら隊に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、生活安全部地域室の機動警ら隊に置かれた職の職員になるものとする。

3 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成16年宮城県公安委員会規則第5号

）施行の際現に次表の左欄に掲げる課に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる課に置かれた職の職員になるものとする。

生活安全部銃器薬物対策課	刑事部組織犯罪対策室銃器薬物対策課
刑事部暴力団対策課	刑事部組織犯罪対策室暴力団対策課

4 この訓令施行の際現に次表の左欄に掲げる総務室会計課の宮城県警察会計調査室の係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる総務室会計課の宮城県警察監査室の係に置かれた職の職員になるものとする。

出納係	出納係
監査係	監査係

5 この訓令施行の際現に岩沼警察署仙台空港警備派出所の空港警備第一係、空港警備第二係及び空港警備第三係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同署仙台空港警備派出所の空港警備係に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成16年3月23日本部訓令第11号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月25日本部訓令第19号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に生活安全部生活安全企画課の宮城県警察ハイテク犯罪対策室ハイテク犯罪対策係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同課の宮城県警察サイバー犯罪対策室サイバー犯罪対策係に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成17年3月18日本部訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年3月28日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（外事課の項の部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に警務部監察官室の訴訟係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同室の宮城県警察訴訟室訴訟係に置かれた職の職員になるものとする。

3 この訓令施行の際現に塩釜警察署及び石巻警察署の警務課留置管理係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、塩釜警察署及び石巻警察署の留置管理課留置管理係に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成17年10月21日本部訓令第20号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際現に刑事部刑事総務課の公判対応係に置かれた職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、同課の宮城県警察公判対策室公判対策係に置かれた職の職員になるものとする。

附 則 (平成18年3月24日本部訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定、第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする改正規定及び様式第7の改正規定は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮城県条例第5号)施行の際現に次表の左欄に掲げる室に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、それぞれ同表右欄に掲げる部に置かれた職の職員になるものとする。

総務室	総務部
生活安全部地域室	地域部

3 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則(平成18年宮城県公安委員会規則第8号)施行の際現に次表の左欄に掲げる総務室の課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、それぞれ同表右欄に掲げる総務部の課に置かれた職の職員になるものとする。

総務課	総務課
会計課	会計課
広報課	広報課
情報管理課	情報管理課
県民応接課	県民応接課

4 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則施行の際現に警務部監察官室に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、警務部監察課に置かれた職の職員になるものとする。

5 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則施行の際現に次表の左欄に掲げる生活安全部地域室の課等に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、それぞれ同表右欄に掲げる地域部の課等に置かれた職の職員になるものとする。

地域課	地域課
通信指令課	通信指令課
機動警ら隊	機動警ら隊

- 6 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則施行の際現に次表の左欄に掲げる刑事部組織犯罪対策室の課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、それぞれ同表右欄に掲げる刑事部組織犯罪対策局の課に置かれた職の職員になるものとする。

組織犯罪対策課	組織犯罪対策課
暴力団対策課	暴力団対策課
銃器薬物対策課	銃器薬物対策課

- 7 この訓令施行の際現に志津川警察署に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、南三陸警察署に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成18年9月29日本部訓令第14号）

（施行期日）

- この訓令は、平成18年10月3日から施行する。
（宮城県警察文書管理規程の一部改正）
- 宮城県警察文書管理規程（平成13年宮城県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成19年3月2日本部訓令第2号）

この訓令は、平成19年3月15日から施行する。

附 則（平成19年3月20日本部訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日本部訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日本部訓令第3号）

（施行期日）

- この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成21年宮城県公安委員会規則第2号）施行の際現に総務部広報課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、総務部県民広報課に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成22年3月17日本部訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月4日本部訓令第7号）

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則（平成23年4月28日本部訓令第11号）

この訓令は、平成23年5月13日から施行する。

附 則（平成24年1月31日本部訓令第1号）

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日本部訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月26日本部訓令第9号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年11月12日から施行する。

（経過措置）

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成24年宮城県公安委員会規則第5号）施行の際現に総務部県民広報課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、総務部広報相談課に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成25年3月15日本部訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成25年宮城県公安委員会規則第3号）施行の際現に総務部広報相談課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、総務部広報広聴課に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成26年3月14日本部訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（平成26年宮城県公安委員会規則第1号）施行の際現に警務部留置管理課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、総務部留置管理課に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（平成27年3月19日本部訓令第7号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月24日本部訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年8月3日から施行する。

（宮城県警察文書管理規程の一部改正）

2 宮城県警察文書管理規程（平成13年宮城県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成28年3月4日本部訓令第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日本部訓令第17号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年6月14日から施行する。
(宮城県警察文書管理規程の一部改正)
- 2 宮城県警察文書管理規程(平成13年宮城県警察本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成29年3月9日本部訓令第3号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則(平成29年宮城県公安委員会規則第3号)の施行の際現に総務部県民相談課及び同部広報広聴課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、同部広報相談課に置かれた職の職員になるものとする。

附 則(平成30年3月8日本部訓令第9号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月22日本部訓令第2号)

この訓令は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例(平成30年宮城県条例第86号)の施行の日から施行する。

附 則(平成31年3月4日本部訓令第5号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
(宮城県警察文書管理規程の一部改正)
- 2 宮城県警察文書管理規程(平成13年宮城県警察本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(宮城県警察の護送に関する訓令の一部改正)

- 3 宮城県警察の護送に関する訓令(平成17年宮城県警察本部訓令第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(宮城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の一部改正)

- 4 宮城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令(平成22年宮城県警察本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(令和元年9月27日本部訓令第15号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月6日本部訓令第4号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(宮城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の一部改正)
- 2 宮城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（平成22年宮城県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（令和3年3月5日本部訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月3日本部訓令第9号）

この訓令は、令和3年9月6日から施行する。

附 則（令和3年10月29日本部訓令第10号）

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月28日本部訓令第13号）

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日本部訓令第2号）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（令和5年宮城県公安委員会規則第1号）の施行の際現に交通部運転教育課に置かれた職にある職員は、別に配置を命ぜられない限り、同部運転免許課に置かれた職の職員になるものとする。

附 則（令和5年5月30日本部訓令第15号）

この訓令は、令和5年5月31日から施行する。

別表第1（第2条関係）

所 属	科 及 び 係 の 名 称
総 務 課	庶務係 企画係 文書管理係 情報公開係 議会連絡係
会 計 課	管理係 予算係 調度係 出納係
装 備 施 設 課	管理係 装備係 施設企画係 営繕係 管財係
広 報 相 談 課	管理係 報道係 広報係 相談係
情 報 管 理 課	管理係 システム企画第一係 システム企画第二係 指導 監査係 システム開発・運用係
留 置 管 理 課	管理係 指導係 護送係 仙北方面護送係
警 務 課	庶務係 企画第一係 企画第二係 人事係 採用係 給与 係
教 養 課	管理係 教養企画係 運転技能指導係 術科指導係
監 察 課	管理係 監察第一係 監察第二係 表彰係 訟務係
厚 生 課	管理係 企画係 共済係 福利厚生係
生活安全企画課	庶務係 企画指導監察係 生活安全係 犯罪抑止対策係 営業係 保安係
県民安全対策課	管理係 企画指導係 人身安全対策第一係 人身安全対策 第二係 人身安全対策第三係 人身安全対策第四係
少 年 課	管理係 企画指導係 少年安全指導係 少年補導係
生 活 環 境 課	管理係 企画指導係 生活経済事犯捜査係 環境犯罪対策 係 風俗対策係
サイバー犯罪対 策課	管理係 サイバーセキュリティ推進係 サイバー犯罪事件 指導係 サイバー犯罪捜査係 サイバー犯罪解析係
地 域 課	庶務係 企画監察係 雑踏警備・保安災害係
通 信 指 令 課	管理係 企画指導係 指令第一係 指令第二係 指令第三 係
機 動 警 ら 隊	管理係 指導係 特別機動警ら係 警ら第一係 警ら第二 係 警ら第三係
鉄 道 警 察 隊	管理係 企画指導係 警ら第一係 警ら第二係 警ら第三 係
刑 事 総 務 課	庶務係 企画監察係 指導第一係 指導第二係 公判対策 係 手配共助係 追跡捜査係
捜 査 第 一 課	管理係 企画指導係 強行犯第一係 強行犯第二係 強行 犯第三係 特殊犯係 検視係
捜 査 第 二 課	管理係 企画指導係 特別捜査第一係 特別捜査第二係 告訴・告発捜査係 経済特別捜査係

捜査第三課	管理係 企画指導係 手口係 盗品係 盗犯係 組織窃盗犯係	
鑑識課	管理係 指導係 写真係 指紋係 足痕跡係	
機動捜査隊	管理係 企画指導係 捜査第一係 捜査第二係 捜査第三係	
科学捜査研究所	管理係 企画指導係	
	法 医 科	法医係
	化 学 科	化学係
	工 学 科	工学係
	人 文 科	文書係 心理係
組織犯罪対策課	管理係 企画指導監察係 情報分析係 組織犯罪捜査係	
暴力団対策課	管理係 事件指導係 暴力団排除係 資料係 行政処分係	
銃器薬物対策課	管理係 企画指導係 捜査第一係 捜査第二係	
交通企画課	庶務係 企画指導監察係	
交通規制課	管理係 規制第一係 規制第二係 安全施設係	
交通指導課	管理係 企画指導係 交通指導取締係 駐車対策係 交通事件捜査係 暴走族対策係 交通事故捜査係 交通鑑識係	
運転免許課	管理係 企画係 免許係 講習係 試験係 自動車教習所係 電算係 行政処分係	
交通機動隊	管理係 企画指導係 機動取締係	
高速道路交通警察隊	管理係 企画指導係 高速第一係 高速第二係 高速第三係	
公 安 課	庶務係 企画指導監察係 情報第一係 情報第二係 情報第三係 情報第四係 情報第五係 情報第六係 情報第七係 事件第一係 事件第二係 資料係	
警 備 課	管理係 企画指導係 実施係 警衛警護係	
外 事 課	管理係 情報第一係 情報第二係 情報第三係 事件係	
機 動 隊	管理係 企画係 訓練係 装備係	
警 察 学 校	庶 務 科	庶務係
	教 務 科	教務係
	学 生 科	学生係
	術科指導科	術科指導係

別表第1の2（第2条関係）

課 等	組 織	係 の 名 称
総 務 課	宮城県警察公安委員会補佐室	公安委員会係
	宮城県警察取調べ監督室	取調べ監督係
会 計 課	宮城県警察監査室	監査係
装 備 施 設 課	宮城県警察自動車整備工場	整備係
広 報 相 談 課	宮城県警察音楽隊	管理係 装備係 演奏係
情 報 管 理 課	宮城県警察照会センター	照会係
警 務 課	宮城県警察犯罪被害者支援室	被害者支援係
厚 生 課	宮城県警察健康管理センター	健康係
少 年 課	宮城県警察少年事件特別捜査隊	少年事件係
	少年サポートセンターせんだい	少年サポート係
地 域 課	宮城県警察地域指導室	地域指導係 職務質問指導係
刑 事 総 務 課	宮城県警察情報分析支援室	犯罪統計係 システム係 分析・支援係
捜 査 第 一 課	宮城県警察性犯罪特別捜査隊	性犯罪捜査係
鑑 識 課	宮城県警察機動鑑識隊	機動鑑識第一係 機動鑑識第二係 機動鑑識第三係
組織犯罪対策課	宮城県警察通訳センター	通訳・翻訳係
	宮城県警察特殊詐欺対策室	特殊詐欺対策係 特殊詐欺捜査第一係 特殊詐欺捜査第二係
暴力団対策課	宮城県警察暴力特別捜査隊	暴力特別捜査係
交 通 企 画 課	宮城県警察交通事故総合分析室	事故分析係 安全係 自転車総合対策係
交 通 規 制 課	宮城県警察交通管制センター	管制係
交 通 指 導 課	宮城県警察交通反則通告センター	反則通告係
運 転 免 許 課	宮城県警察高齢運転者等支援室	高齢運転者支援係 運転適性相談係
	宮城県警察石巻運転免許センター	管理係 免許係 試験係 講習係
	宮城県警察古川運転免許センター	

	宮城県警察仙南運転免許センター	
警 備 課	宮城県警察災害対策室	災害対策係
	宮城県警察航空隊	飛行係 整備係 通信 ・特務係
外 事 課	宮城県警察国際テロリズム対策室	国際テロリズム対策第一係 国際テロリズム 対策第二係

別表第1の3（第2条関係）

課 等	分 駐 隊	係 の 名 称
高速道路交通警察隊	仙台東分駐隊	高速第一係 高速第二係 高速第三係
	石巻分駐隊	
	気仙沼分駐隊	
	古川分駐隊	
	川崎分駐隊	

別表第1の4（第2条の2関係）

所 属	係 の 名 称
庶 務 課	企画調整係

別表第2（第3条関係）

警察署名	課	係 の 名 称
仙台中央	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係 営業保安係 少年・生活安全捜査係 歓楽街対策係
	地 域 課	地域係 自動車警ら第一係 自動車警ら第二係 自 動車警ら第三係
	刑事第一課	捜査庶務係 地域指導係 捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
	刑事第二課	捜査庶務係 知能犯係 組織犯罪対策係
	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係 許認可係 特別交通 対策係
	警 備 課	警備係 警備事件係 実施係
仙 台 南 仙 台 北 仙 台 東 仙 台 泉	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係 営業保安係 少年・生活安全捜査係
	地 域 課	地域係 自動車警ら第一係 自動車警ら第二係 自 動車警ら第三係
	刑事第一課	捜査庶務係 地域指導係 捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
	刑事第二課	捜査庶務係 知能犯係 組織犯罪対策係
	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係 許認可係
	警 備 課	警備係
若 林	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係 営業保安係 少年・生活安全捜査係
	地 域 課	地域係 自動車警ら係
	刑事第一課	捜査庶務係 地域指導係 捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
	刑事第二課	捜査庶務係 知能犯係 組織犯罪対策係

	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係 許認可係
	警 備 課	警備係
塩 釜	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係 営業保安係 少年・生活安全捜査係
	地 域 課	地域係 自動車警ら係
	刑事第一課	捜査庶務係 地域指導係 捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
	刑事第二課	捜査庶務係 知能犯係 組織犯罪対策係
	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
岩 沼	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係 少年・生活安全捜査係
	地 域 課	地域係 自動車警ら係
	刑 事 課	捜査庶務係 捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
大 和	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係 少年・生活安全捜査係
	地 域 課	地域係 自動車警ら係
	刑 事 課	捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係

石 卷	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係 営業保安係 少年・生活安全捜査係
	地 域 課	地域係 自動車警ら第一係 自動車警ら第二係 自動車警ら第三係
	刑事第一課	捜査庶務係 地域指導係 捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
	刑事第二課	捜査庶務係 知能犯係 組織犯罪対策係
	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
気 仙 沼	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係 少年・生活安全捜査係
	地 域 課	地域係
	刑 事 課	捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係 免許係
	警 備 課	警備係
佐 沼	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	生活安全課	生活安全係 少年・生活安全捜査係
	地 域 課	地域係
	刑 事 課	捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
河 南 三 北 陸	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係 留置管理係
	生活安全課	生活安全係
	地 域 課	地域係
	刑 事 課	捜査係 鑑識係
	交 通 課	交通係

		警 備 課	警備係
古 川		会 計 課	会計係
		警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
		留置管理課	留置管理係
		生活安全課	生活安全係 営業保安係 少年・生活安全捜査係
		地 域 課	地域係 自動車警ら係
		刑 事 課	捜査庶務係 捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
		交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係
		警 備 課	警備係
遠 築 田 館		会 計 課	会計係
		警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
		留置管理課	留置管理係
		生活安全課	生活安全係
		地 域 課	地域係
		刑 事 課	捜査係 鑑識係
		交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係
		警 備 課	警備係
大 河 原		会 計 課	会計係
		警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
		留置管理課	留置管理係
		生活安全課	生活安全係 少年・生活安全捜査係
		地 域 課	地域係
		刑 事 課	捜査庶務係 捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
		交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係
		警 備 課	警備係
白 石		会 計 課	会計係
		警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係
		留置管理課	留置管理係
		生活安全課	生活安全係

	地 域 課	地域係
	刑 事 課	捜査第一係 捜査第二係 鑑識係
	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
登若鳴加角豆 米柳子美田理	会 計 課	会計係
	警 務 課	警務係 相談係 被害者支援係 留置管理係
	生活安全課	生活安全係
	地 域 課	地域係
	刑 事 課	捜査係 鑑識係
	交 通 課	交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係

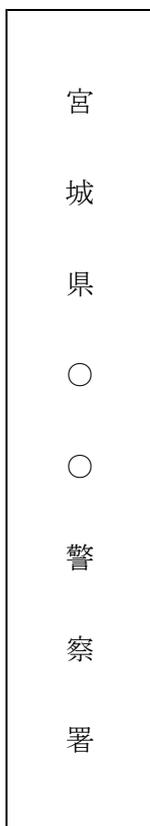
別表第3（第3条関係）

課	所 掌 事 務
会 計 課	警察本部の総務部会計課及び同部装備施設課（施設企画係、営繕係及び管財係に限る。）の所掌に関する事務
警 務 課	警察本部の総務部（会計課の所掌事務を除く。）及び警務部の所掌に関する事務（留置管理課を置く警察署にあっては、警察本部の総務部留置管理課の所掌に関する事務を除く。）
留置管理課	警察本部の総務部留置管理課の所掌に関する事務
生活安全課	警察本部の生活安全部の所掌に関する事務
地 域 課	警察本部の地域部の所掌に関する事務
刑事第一課	警察本部の刑事部（刑事第二課の所掌事務を除く。）の所掌に関する事務
刑事第二課	警察本部の刑事部捜査第二課、同部組織犯罪対策局組織犯罪対策課、同部組織犯罪対策局暴力団対策課及び同部組織犯罪対策局銃器薬物対策課の所掌に関する事務
刑 事 課	警察本部の刑事部の所掌に関する事務
交 通 課	警察本部の交通部の所掌に関する事務
警 備 課	警察本部の警備部の所掌に関する事務

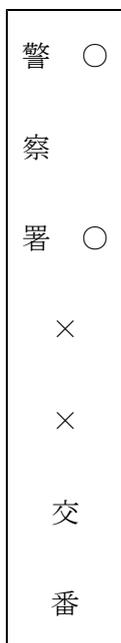
別表第4（第11条関係）

1 門標の様式

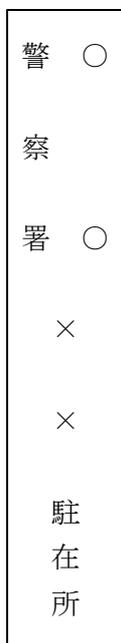
(1) 警察署用



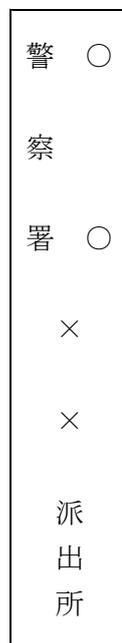
(2) 交番用



(3) 駐在所用



(4) その他の派出所用



備考 それぞれ門標を掲げる組織に応じて警察署名等を記入する。

2 門標の規格

門標の区分	縦	横
警察署用	150センチメートル	30センチメートル
交番用	100センチメートル	25センチメートル
駐在所用	100センチメートル	25センチメートル
その他の派出所用	100センチメートル	25センチメートル